

# 個人・法人で借入金のご返済にお悩みの方、お気軽にご相談下さい！！

- 対象の借入金
  - ・住宅ローン、アパートローン、その他ローン（個人）
  - ・事業性資金（法人・自営業者）
- ご相談の内容
  - ・ご返済計画の見直し
  - ・ご所有資産の見直し
  - ・お取引金融機関への申込みアドバイス

ご参考：中小企業金融円滑化法の概要

（正式名称：中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）

< 法律の概要 >

1. 金融機関の努力義務

金融機関は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

2. 金融機関自らの取組み

金融機関の責務を遂行するための体制整備、実施状況と体制整備状況等の開示。

3. 行政上の対応

実施状況の当局への報告、当局は報告をとりまとめて公表。

4. 更なる支援措置

信用保証制度の充実等。

5. その他

平成 23 年 3 月までの時限措置。

～ 以上、金融庁 HP（中小企業等に対する金融円滑化対策の総合パッケージ）より抜粋～

お電話でのお問い合わせ	代表番号	03-3231-3361	（担当：伊村、藤原）
メールでのお問い合わせ	メールアドレス	info@fzc.co.jp	
FAX でのお問い合わせ	FAX 番号	03-3231-9951	

**FAX 送付用**

本書式をお打ち出しの上、FAX 送信下さい。

ご住所

ご氏名

お電話番号

連絡ご希望日時



100年後もあなたのベストパートナー

株式会社 船井財産コンサルタンツ東京銀座